

学校経営のポイント

“足らざる”を知り、補強する

若井 彌一

夏雲高く とどまり知らず 我が夢もまた 熱く
燃ゆ (都々逸)

高校野球の都道府県大会が大詰めを迎えている。毎日、おびただしい数の試合が行われ、一方は勝利に歓喜し、他方は敗戦に何が欠けていたかを反省する。

さて、今回のテーマは「足らざるを知り、補強する」である。

自己の足らざる点をふり返る

各学校では、児童・生徒に1学期の通知票を渡し、夏休みを迎えたところであろう。児童・生徒は、渡された通知票を手に、ある者は心軽く、またある者は心重く夏休みに入っている。

学業成績が低迷している児童・生徒と一口に言っても、その原因や要因は様々ではない。学校の教職員に考えていただきたいのは、児童・生徒の成績との関連で、自分の指導に足らざる点がなかったかどうか、ということである。

近年、「指導力不足教員」がなにかと話題になり、つい最近、指導力不足教員の適正な人事上の取扱いをすることを可能にするために、地方教育行政法の一部改正が行われたばかりである。これを契機に、専門職としての教職に身を置くものとして、各教職員は静かに1学期の実践をふり返り、自分の実践で何が足りなかったかを、自己点検・自己評価してみたいものである。

「指導力不足教員」問題を一部の例外的問題としてとらえていたのでは、専門職としての教職の全体としてのグレードアップは期待しがたい。一人ひとりの教職員が、自発的に自らの指導実践をふり返り、自分の何が足りないのか(十分でないのか)を点検

し、その点検に基づいて足りない点を補強することが定着の度を強めれば、それだけ教職は確立された専門職 (established profession) としての社会的信頼を得ることになると思われる。

不断の研究と修養が専門職の支え

教育公務員特例法第19条第1項で、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」と、国・公立学校教員を含む教育公務員の研修努力義務を定めていることは、教職にある者にとって常識に属することである。

しかし、知識として知っていることと、それを実践することとの間には大きな隔たりがあり、自覚的努力なしに研究と修養の継続はあり得ない。

それでは、なにが自覚的努力を促すのか。先に述べた、自己の足らざるをふり返るといふプロ意識に裏打ちされた厳しさと謙虚さである。世阿弥の『花伝書』の一節を、ともに心に刻みたい。

「上手にもわるき所あり。へたにもよき所かならずあるものなり。……上手は名をたのみ、達者にかくされてわるき所知らず。へたはもとより工夫なければ、わるき所をもしらねば、よきところのたまたまあるをもわきまえず。されば上手も下手も、たがいに人にたずぬべし」

(わかい・やいち = 上越教育大学教授)

問われている学校の危機管理体制！ “危機管理”研修テキスト三部作 好評発売中

- 『求められる危機管理能力』大石勝男編・2310円
- 『学校の危機管理マニュアル』菱村幸彦編・2310円
- 『危機管理の法律常識』菱村幸彦編・2310円

本紙はホームページでも閲覧できます

7月の研修図書

教育管理職の夏季グループ研修テキストとしての採用が増加。

教育開発研究所刊

2001年校長・教頭・指導主事選考への直前対策講座完結 全7冊一括配本中！

別冊「教職研修」(2001年 No.1～7) 合計定価 7,500円

研修誌・図書の直接注文、研修会のお申し込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)